

「セルフエステ」はクーリング・オフできません

事例

ネットで見つけた歯のセルフホワイトニングサロンに行き、体験コースを申し込んだ。

スタッフに10回分の回数券を勧められて購入したが、帰宅してから後悔した。サロンにクーリング・オフを希望したら「できない」と言われた。

アドバイス

- ・**セルフエステ**とは、脱毛、歯のホワイトニングなど、自分で機器を使用して行うエステです。
- ・通常のエステより比較的安価ですが、契約には注意が必要です。
- ・エステティシャンが施術を行う“エステ”はクーリング・オフ(契約を取り消す)制度の対象になります(期間が1か月以上、金額が5万円を超える場合)。中途解約する場合の清算についても法律の定めがあります。
- ・それに対して、自分で機器などを使用する“セルフエステ”はクーリング・オフ制度の対象外で、解約条件は契約書の内容に従うことになります。
- ・解約や継続の条件など、契約する前に慎重に検討しましょう。

つけ爪用接着剤によるやけどに注意

事例

- ①つけ爪用接着剤をデニムにこぼしたらデニムが溶け、太ももにやけどの水ぶくれができた。
- ②つけ爪用接着剤が手のひらに垂れたのでティッシュペーパーで拭き取ったらやけどをした。

アドバイス

- ・つけ爪用接着剤に含まれる物質の中には、ティッシュペーパーや衣類など、繊維質のものに染み込んで表面積が拡大すると、急激な化学反応によって発熱するものがあります(シアノアクリレート系)。
- ・商品によっては、注意事項の記載がじゅうぶんでない場合があります。
- ・つけ爪用接着剤を使用する際には、繊維質のものに染み込ませないように注意しましょう。

誤って付着した場合の対処

- ・衣服についた場合…発熱しないよう大量の水をかけましょう。
- ・皮膚についた場合…ぬるま湯の中でもむようにはがしましょう(ティッシュペーパーで拭かない!)。
- ・家具などにこぼした場合…ポリエチレン手袋をした上で、布などで手早く拭き取りましょう。拭き取った布なども発熱の恐れがあるため取り扱いに注意しましょう。

消費生活



通信

令和 7 年 4 月
vol.174

関役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です